理事会運営規程

（目的）

第１条　この規程は、定款第38条第1項の規定に基づき、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「この法人」という。）における理事会の議事の方法に関する事項について定め、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（構成及び権限）

第２条　理事会は、すべての理事をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

２　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（運営委員）

第３条　この法人の運営を円滑に行うため、会長の指名により理事会の承認を得て、運営委員を１０名以内で置くことができる。

２　運営委員は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

３　運営委員は、その就任時に７０歳未満でなければならない。

４　運営委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

（役員以外の出席）

第４条　この法人の事務局職員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて理事会に出席することができる。また、必要に応じその意見を述べまたは説明をすることができる。

２　理事会は必要に応じ、前項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（理事会の開催）

第５条　理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

２　定例理事会は、原則として１月、３月、６月、及び10月に開催する。

３　臨時理事会は、必要があると認めたときに開催する。

（招集）

第６条　理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

２　招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

３　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

４　監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、

または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前２項に準じて、理事会の招集を請求し、または理事会を招集することができる。

（招集の通知）

第７条　理事会の招集通知は、理事会の開催日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して書面または電磁的方法により発しなければならない。

２　前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載するものとする。また、招集通知には原則的に会議資料を添付するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（欠席）

第８条　理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ第５条に定める招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

（議長）

第９条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、当該理事会に出席した理事の中から議長を選出する。

２　理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

（出席状況の報告）

第10条　議長は開会を宣言した後、議事に入る前に理事及び監事の出席状況を理事会に報告しなければならない。

２　前項の報告は、この法人の事務局職員に行わせることができる。

（決議の方法）

第11条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

２　前項前段の場合においては、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

３　第１項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第１項の理事の数に算入しない。

４　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

（事後承認）

第12条　代表理事は、第2条第1項の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付

議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、代表理事は、次の理事会に付議し承認を得なければならない。

（報告）

第13条　代表理事及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

２　理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）

第14条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録は書面または電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録する。

３　決議の結果については、賛成及び反対の各理事の数を記載する。

４　決議について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名と決議事項を議事録に記載する。

５　当該理事会に出席した代表理事及び理事のうちから選出された議事録署名人１名並びに各監事は議事録に記名押印または電子署名をしなければならない。

６　定款第39条第2項の理事会においては、当該理事会に出席した各理事及び各監事が議事録に記名押印または電子署名をしなければならない。

７　議事録は、永年この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

（欠席者に対する通知）

第15条　議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

（本規程の変更）

第16条　本規程は、理事会の決議により変更することができる。

（補則）

第17条　この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

（附則）

１　この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日（2011年2月1日）から施行する。

２　この規程は2013年7月2日から施行する。